

“愛称”

やじろべえ

スーパーバランス

(毎月分配型)

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書(交付目論見書)

2014. 2. 8

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

世界規模のバランス運用。



スーパーバランス（毎月分配型）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成26年2月7日に関東財務局長に提出しており、平成26年2月8日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧できます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産分配変更型))	年12回(毎月)	グローバル(日本含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

＜委託会社＞明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
設立年月日:1986年11月15日
資本金:10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:6,366億円
(資本金・運用純資産総額は2013年11月末現在)
[ファンドの運用の指図等を行います]

＜受託会社＞株式会社りそな銀行

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

1. ファンドの目的・特色

🌐 ファンドの目的

- ◆スーパーバランス（毎月分配型）（以下「当ファンド」ということがあります。）は、日本を含む世界の6資産(国内外の債券、株式およびリート(不動産投資信託))にバランスよく分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

🌐 ファンドの特色

[世界の6資産に分散投資]

- 「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせるリスク分散させる投資方法をいいます。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。
- 世界の6資産(国内外の債券、株式、リート)に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。
- 経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション(資産配分)戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

<アセットアロケーション>

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%~17%
国内株式	30%	23%~37%
外国債券	30%	23%~37%
外国株式	10%	3%~17%
内外リート	20%	18%~22%
キャッシュ	0%	0%~7%

※基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

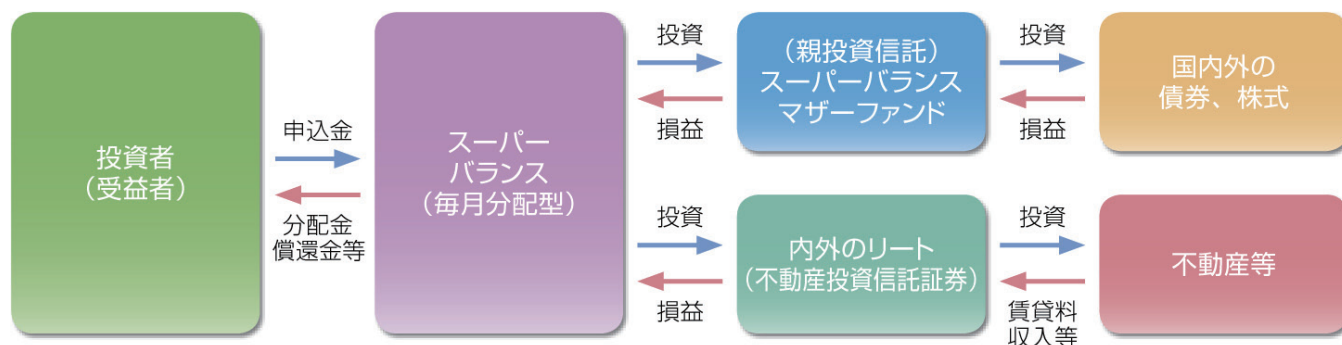
※リート(REIT)とは

Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。リートは、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くのリートは、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、リートは、不動産の維持・管理费用や金利などを支払った後に残った収益について、リートに投資する投資家が、配当金(もしくは分配金)として享受する仕組みになっています。

[ファンドの仕組み]

- 当ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」および内外のリート（不動産投資信託証券）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

※ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。



※損益は全て投資者である受益者に帰属します。

1. ファンドの目的・特色

〔各資産の銘柄選定の方針について〕

●投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

国内債券 安定性	国内株式 成長性	内外リート
信用力・流動性を考慮した国債中心の運用	東証株価指数(TOPIX) +アルファを目指す運用	インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。 ※3
外国債券 安定性・好利回り	外国株式 成長性・好配当利回り	
先進国の国債中心の運用 ※1	先進国の好配当銘柄に注目した運用 ※2	

※1 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の採用国を主な投資対象国とします。

※2 MSCI-KOKUSAIインデックス（円換算ベース）の採用国を主な投資対象国とします。

※3 S&P先進国REIT指数（日本を含む、円換算ベース）に採用されている銘柄を主な投資対象とします。

東証株価指数(TOPIX)、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、MSCI-KOKUSAIインデックス（円換算ベース）、S&P先進国REIT指数（日本を含む、円換算ベース）に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク、MSCI Inc、スタンダード・プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

◆実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

◆運用にあたっては、株式会社りそな銀行から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

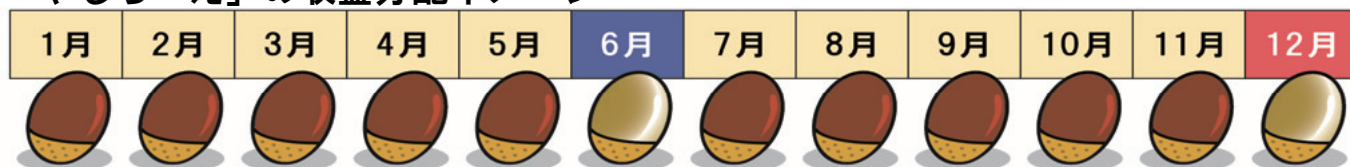
主な投資制限

■株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
■投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
■同一銘柄の投資信託証券への投資割合	同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
■外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ◆毎月9日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、収益分配方針に基づき分配を行います。
- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益（評価益）等を中心にした分配を行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

「やじろべえ」の収益分配イメージ



※上記はあくまでもイメージ図であり、ファンドの将来の投資成果および収益分配金のお支払いを約束するものではありません。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

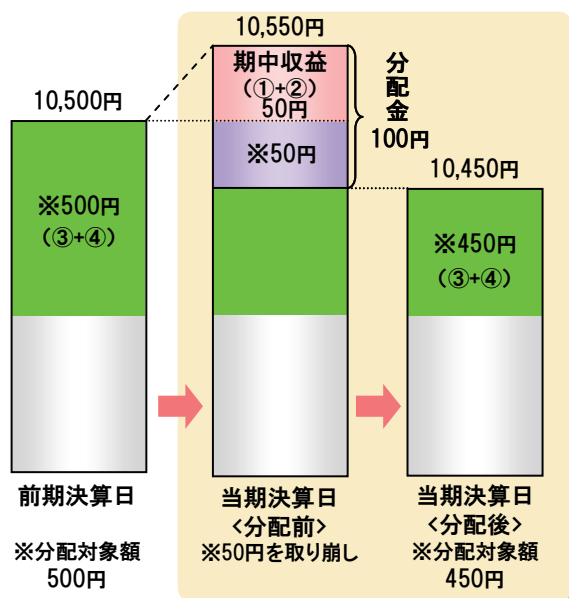


*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

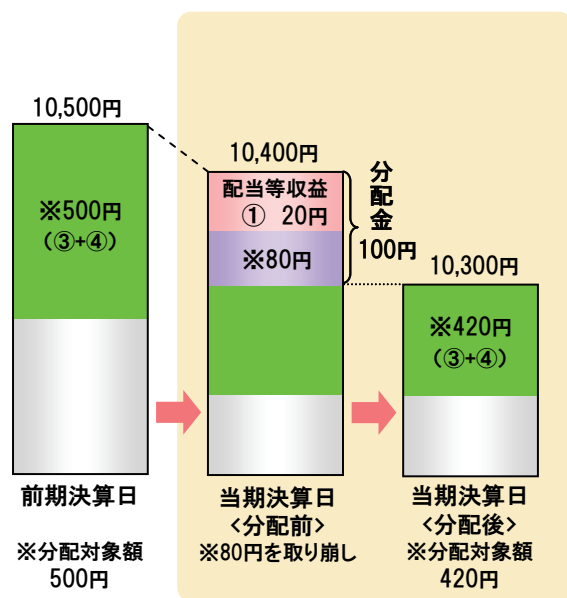
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

(前期決算から基準価額が上昇した場合)



(前期決算から基準価額が下落した場合)



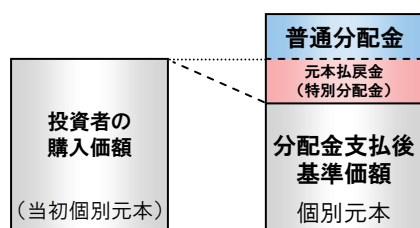
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

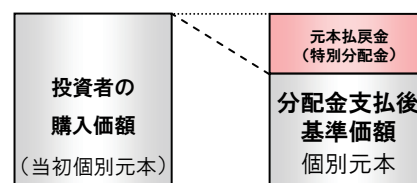
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

2. 投資リスク



基準価額の変動要因

ファンドは株式・債券、リート（不動産投資信託）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

■ 株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■ 債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■ 為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■ リートの主なリスク	賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。 また、リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行う部分があります。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。



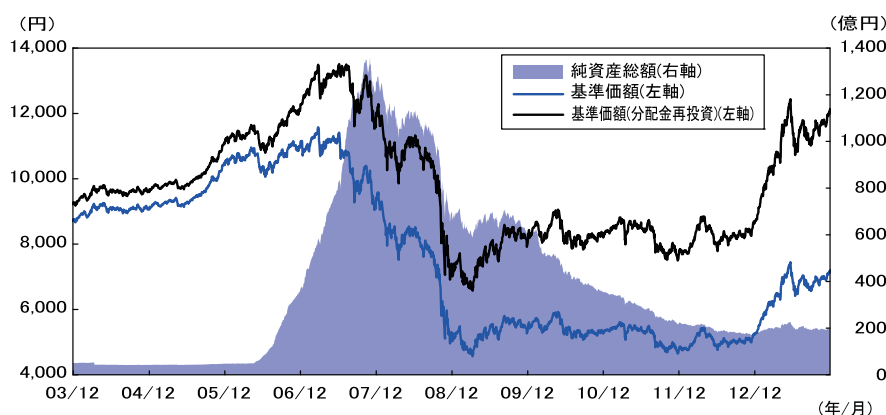
リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

3. 運用実績

2013年11月29日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2013年11月	10円
2013年10月	10円
2013年9月	10円
2013年8月	10円
2013年7月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	4,315円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	7,202円
純資産総額	197億円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
スーパーバランス マザーファンド	78.95
内外リート	19.89
その他資産	1.15

組入上位銘柄（内外リート）

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	0.34
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	0.26
3	日本リテールファンド投資法人	0.17
4	ユナイテッド・アーバン投資法人	0.12
5	日本プライムリアルティ投資法人	0.12

※投資比率は対純資産総額比

組入上位銘柄（スーパーバランス マザーファンド）

順位	銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1	第312回利付国債10年	1.2	2020年12月20日	国債証券	0.75
2	第106回利付国債5年	0.2	2017年9月20日	国債証券	0.30
3	第333回利付国債2年	0.1	2015年10月15日	国債証券	0.24
4	第113回利付国債5年	0.3	2018年6月20日	国債証券	0.22
5	第115回利付国債5年	0.2	2018年9月20日	国債証券	0.20

国内株式上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	2.13
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.26
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.24
4	ソフトバンク	情報・通信業	0.89
5	本田技研工業	輸送用機器	0.75

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

スーパーバランス マザーファンドの資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
株式	58.78
国債証券	39.21
その他資産	2.01

外国リート上位銘柄

順位	銘柄名	国/地域	投資比率(%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	2.05
2	UNIBAIL-RODAMCO SE	オランダ	0.98
3	PUBLIC STORAGE	アメリカ	0.94
4	WESTFIELD GROUP	オーストラリア	0.83
5	PROLOGIS INC	アメリカ	0.78

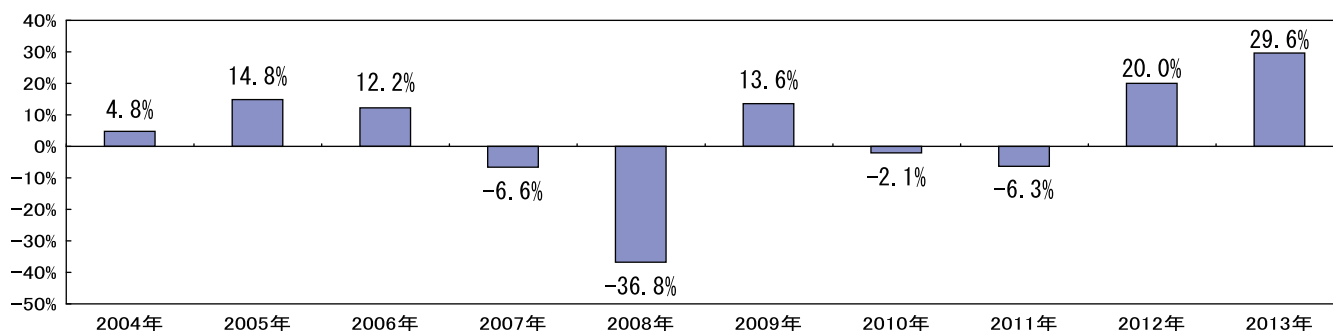
外国債券上位銘柄

順位	銘柄名	利率(%)	償還期限	通貨	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 0.625%	0.625	2017年9月30日	ドル	アメリカ	国債証券	3.10
2	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2019年2月15日	ドル	アメリカ	国債証券	2.67
3	US TREASURY N/B 4%	4	2015年2月15日	ドル	アメリカ	国債証券	2.50
4	BTPS 4.75%	4.75	2017年5月1日	ユーロ	イタリア	国債証券	1.32
5	SPANISH GOV'T 4%	4	2015年7月30日	ユーロ	スペイン	国債証券	1.17

外国株式上位銘柄

順位	銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.36
2	SAMPO OYJ-A SHS	フィンランド	保険	0.34
3	MARKS & SPENCER GROUP PLC	イギリス	小売	0.32
4	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	0.31
5	CINCINNATI FINANCIAL CORP	アメリカ	保険	0.31

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2013年は11月末までの収益率を表示しています。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。(基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ) ※基準価額については販売会社または委託会社までお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額です。
換金代金	原則として、換金代金は換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	—
購入の申込期間	2014年2月8日～2014年8月8日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた申込みの受け付けを取消すことができるものとします。
信託期間	無期限(1998年12月1日設定)
繰上償還	この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、あるいはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月9日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。お取扱可能なコース及びコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則、電子公告により行い、ホームページ(http://www.myam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 なお、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 2.1%*(税抜2.0%) を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。 ※消費税率が8%となる2014年4月1日以降は、2.16%となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

4. 手続・手数料等

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

・運用管理費用(信託報酬)の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、**年1.365%*(税抜1.3%)**の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の実質的な配分は次のとおりです。

※消費税率が8%となる2014年4月1日以降は、年率1.404%となります。

(年率)

販売会社毎の純資産総額に応じて		200億円未満の部分	200億円以上500億円未満の部分	500億円以上1000億円未満の部分	1000億円以上の部分
信託報酬の総額		1.365% (税抜1.30%)			
内訳	委託会社	0.5775% (税抜0.55%)	0.525% (税抜0.5%)	0.4725% (税抜0.45%)	0.42% (税抜0.4%)
	販売会社	0.6825% (税抜0.65%)	0.735% (税抜0.7%)	0.7875% (税抜0.75%)	0.84% (税抜0.8%)
	受託会社	0.105% (税抜0.1%)			

<消費税率が8%となる2014年4月1日以降>

(年率)

販売会社毎の純資産総額に応じて		200億円未満の部分	200億円以上500億円未満の部分	500億円以上1000億円未満の部分	1000億円以上の部分
信託報酬の総額		1.404% (税抜1.3%)			
内訳	委託会社	0.594% (税抜0.55%)	0.54% (税抜0.5%)	0.486% (税抜0.45%)	0.432% (税抜0.4%)
	販売会社	0.702% (税抜0.65%)	0.756% (税抜0.7%)	0.81% (税抜0.75%)	0.864% (税抜0.8%)
	受託会社	0.108% (税抜0.1%)			

※委託会社の受取る信託報酬には投資顧問報酬が含まれています。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額をいいます。

・運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

※投資対象とする投資信託証券の資産運用報酬等は組入れ銘柄の見直しにより変動する為、事前に料率、上限額等を表示することができません。

その他の費用・手数料

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息、ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等はファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の有保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して……………20.315%

- ・上記は2014年1月末現在のものです。
 - ・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
 - ・法人の場合については上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。